

国民健康保険の届け出

国民健康保険の届け出
国民健康保険税
市民課 市民課
税務課 税務課
☎(50)1228
☎(50)1242

あなたは大丈夫？

市内にお住まいの74歳以下の人は、国民健康保険以外の健康保険の加入資格がある人などを除き、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。



忘れると大変①

国民健康保険税は、加入義務が生じた月から課税されます。届け出が遅れ、過去の分から一度にまとめて納めることになる、大きな負担となります。

忘れると大変②

就職などで他の健康保険に加入し、国民健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使って診療を受けると、後日その医療費を返還することになります。

加入と同様に脱退の届け出も忘れずお願いします。



■14日以内に届け出を

届け出の内容		届け出に必要なもの
国保に入るとき	転入	転入の届け出のときに申し出をしてください
	職場の健康保険をやめた	資格喪失証明書などの退職年月日のわかる書類、写真付き本人確認書類
	お子さんが生まれた	出生の届け出のときに申し出をしてください
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、写真付き本人確認書類
国保をやめるとき	転出	市の保険証（転出の届け出のときに申し出をしてください）
	職場の健康保険に加入した	市の保険証、職場の保険証
	死亡	市の保険証（死亡の届け出のときに申し出をしてください）
	生活保護を受けるようになった	市の保険証、保護開始決定通知書
そのほか	就学のためほかの市町村へ転出	市の保険証、在学証明書（入学許可証）
	世帯主、住所などが変わった	市の保険証
	保険証をなくした	写真付き本人確認書類

※写真付き本人確認書類…運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）など
※世帯主が変わったときは、必ず世帯員全員の保険証をお持ちください

児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く
1 8 9 虐待かもと思ったら
189番へ

出産や子育てに関する悩みや疑問がある人は
児童相談所・市に相談ください。

☎家庭児童相談室 ☎(50)1121

障害がある人のための手当制度

現況届の提出を忘れずに

☎社会福祉課 ☎(50)1252



重度心身障害者 医療給付制度が変わります

☎社会福祉課 ☎(50)1252

現在、市では重度障害をお持ちの人に、医療費を給付しています。8月1日から、制度が一部変更となります。

受給券を発行します

受給券とは、医療機関の窓口で直接助成を受けられる券です。医療機関の窓口で受給券と健康保険証を提示し、自己負担金のみを支払ってください。県外医療機関で受診した場合は、いったん窓口で医療費を支払い、従来通り領収書を添付して還付請求をしてください。

自己負担金を支払ってください

通院1回、入院1日につき300円を負担いただきます。保険調剤は無料です。

※市民税所得割非課税世帯は、自己負担金はありません

対象者が一部変更となります

こども医療、ひとり親医療の助成を受けている人は、そちらが優先となります。受給期間中は当制度の助成を停止します。

各種障害関係の手当を受給している人は、受給資格確認のために現況届の提出（所得状況届含む）が必要です。

受給者へは必要な書類を送付しますので、指定された期限内に社会福祉課または各支所へ提出してください。期限内に提出がないと手当の支払いが遅れる場合があります。各手当の申請は随時受け付けます。申請には所定の診断書が障害者手帳が必要です。

※特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当は平成27年4月以降の月分から月額が変更になりました

特別児童扶養手当
在宅の心身に障害のある児童（20歳未満）の保護者に支給します。

円

◇2級 身体障害者手帳おおむね3級、療育手帳おおむねBの1、または前記と同程度の障害がある児童。月額3万4030円

障害児福祉手当
重度の障害のため、日常生活で常時介護が必要な在宅の児童（20歳未満）に支給します。

■支給対象（所得制限あり）
身体障害者手帳1・2級の1部、療育手帳A、または前記と同程度の障害のある児童。月額1万4480円

心身障害児福祉手当
在宅の心身に障害がある児童（20歳未満）の保護者に支給します。ただし、障害児福祉手当を受けられている場合は手当が受けられません。

■支給対象
身体障害者手帳3級以上、療育手帳Bの1以上の児童。月額4000円

特別障害者手当
著しく重度の障害のため、日常生活で常時介護が必要な在宅の人（20歳以上）に支給します。

■支給対象（所得制限あり）
身体障害者手帳1・2級の1部で、異なる障害が重複している人、療育手帳Aの1、または前記と同程度の障害のある人。月額2万6620円

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当
在宅の20歳以上の重度の障害者または介護者に支給します。ただし、特別障害者手当を受給しているか、介護保険給付を受けていると手当が受けられません。

■支給対象（所得制限あり）
重度の知的障害がある人または65歳未満でおおむね6か月以上おねたきりの日常生活全面にわたって介護を必要とする人。月額8650円